

上市町国民保護計画

【概要版】

上市町

目 次

計画の基本的考え方	1
1 国民保護とは	1
2 国民保護計画とは	1
3 上市町国民保護計画の構成	2
4 武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み	2
5 武力攻撃事態とは	3
6 緊急対処事態とは	3
計画のポイント	4
1 地理的、社会的特徴	4
2 要配慮者への配慮	4
3 自主防災組織等への支援	4
武力攻撃事態等への対処	5
1 実施体制	5
2 警報の伝達等	7
3 避難住民の誘導等	8
4 救援	10
5 安否情報の収集・提供	10
6 武力攻撃災害への対処	11
7 保健衛生の確保その他の措置	11
8 国民生活の安定に関する措置	11
復旧等	12
緊急対処事態への対処	12

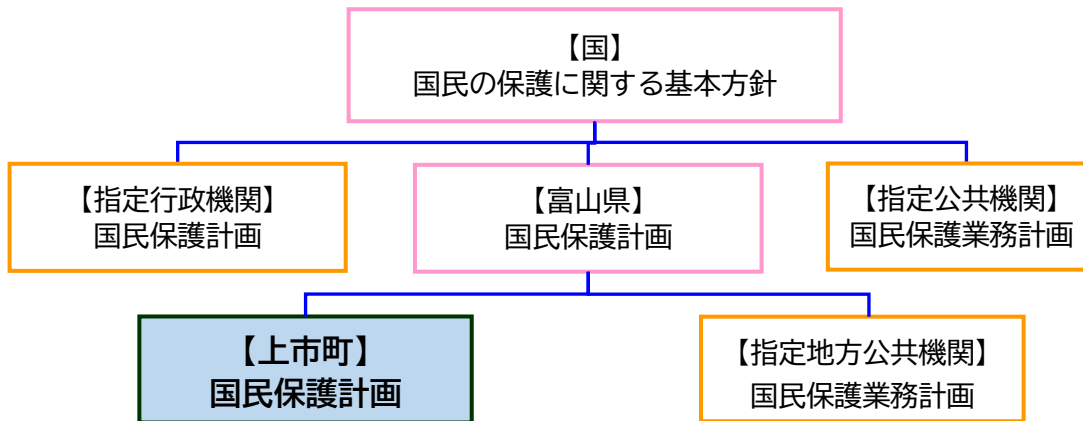
計画の基本的考え方

1 国民保護とは

国民保護とは、平成 16 年 9 月に施行された国民保護法に基づき、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいう。万が一、こうした事態が発生した場合、政府が策定する基本的な方針に基づき、国や都道府県、市町村などが連携協力して、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を行う。

2 国民保護計画とは

上市町国民保護計画は、武力攻撃や大規模テロ等に際して、迅速かつ的確に国民の生命、身体及び財産を保護するため、平素から備えておくべき事項、実施体制、避難や救援に関する事項などについて定めている。



【上市町が実施する保護措置】（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）

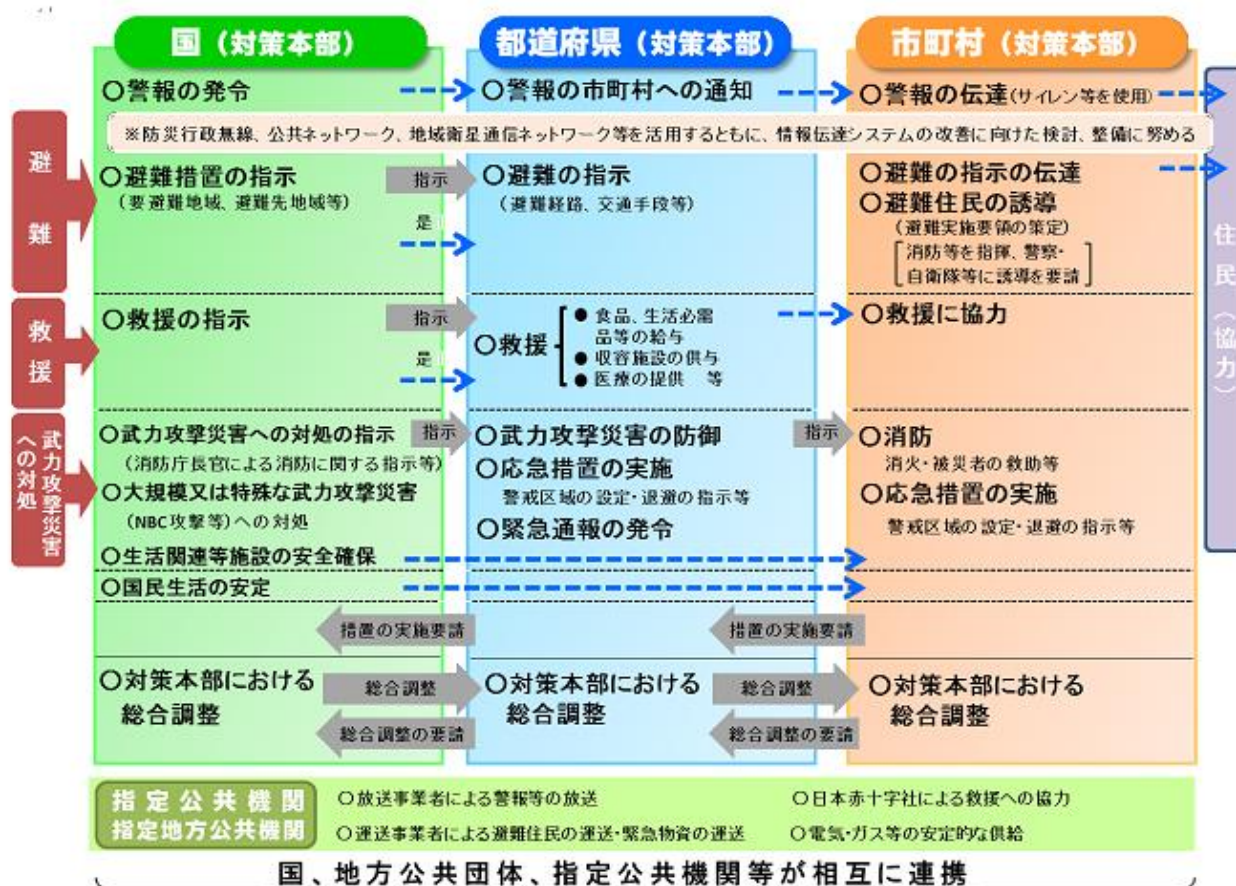
- ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

3 上市町国民保護計画の構成

上市町国民保護計画の構成は、以下の各編により構成する。

第1篇	総論	町の責務、基本方針、町の地理的・社会的特徴、国民保護計画が対象とする事態 など
第2編	平素からの備えや予防	組織・体制の整備、武力攻撃災害対処の備え、物資・資機材の備蓄、国民保護に関する啓発 など
第3篇	武力攻撃事態等への対処	初動連絡体制、対策本部の設置、関係機関相互の連携・応援、警報及び避難の指示、救援、安否情報、武力攻撃災害への対処 など
第4編	復旧等	応急の復旧、武力攻撃災害の復旧、費用の支弁 など
第5編	緊急対処事態への対処	緊急対処事態における警報の通知及び伝達 など

4 武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



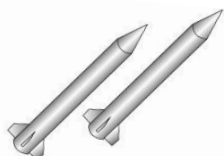
5 武力攻撃事態とは

武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

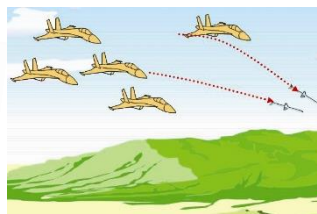
ゲリラ・特殊部隊



弾道ミサイル



航空攻撃



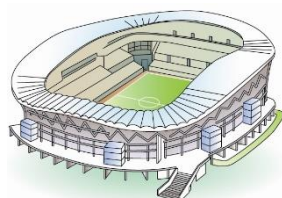
着上陸侵攻



6 緊急処理事態とは

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいい、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

攻撃対象施設等による分類

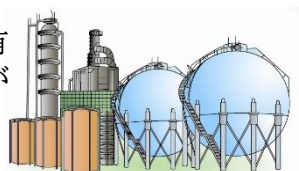


多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例

- 大規模集客施設、列車の爆破など

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態



事態例

- 可燃性ガス貯蔵施設などの爆破など

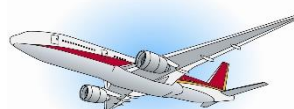
攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態



事態例

- 放射性物質を混入させた爆弾などの爆発
- サリン等化学剤や炭疽菌等生物剤の大量散布など



破壊の手段として交通機関等を用いた攻撃が行われる事態

事態例

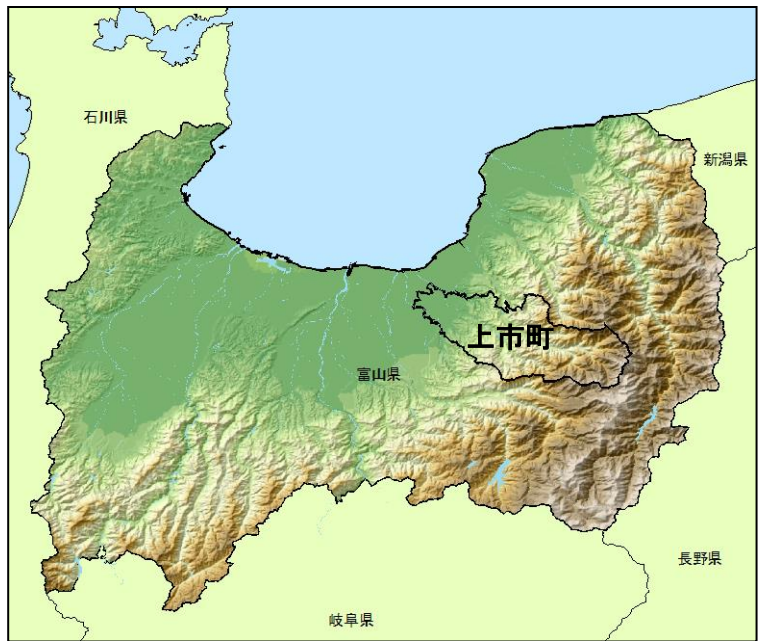
- 航空機などによる自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来など

計画のポイント

1 地理的、社会的特徴

町は、次のような町の地理的・社会的特徴に配慮した対応を定めている。

- ①町は、東・南部は標高 2,999m の劔岳を主峰として、南へ奥大日岳・大日岳・早乙女岳、北へ池平山・赤谷山等の山地帯を持つ。
- ②町の気候は、夏は蒸し暑く、冬は降雪による降水量が多く、春から秋にかけてはフェーン現象が起こる。
- ③人口は 19,351 人、世帯数は 7,235 世帯（令和 2 年）となっている。
- ④年々平均世帯人員が減少している。
- ⑤年々少子高齢化傾向が進んでいる。特に山間部の大岩地区等において高齢化が進んでいる。
- ⑥外国人登録者数は 226 人（令和 4 年 3 月 31 日現在）で、ベトナム人の人口が多くなっている。
- ⑦道路は、幹線道路として、町の西部を北陸自動車道、国道 8 号が通っており、主要地方道として、県道富山立山魚津線、県道富山上市線等で構成されている。
- ⑧鉄道は、私鉄の富山地方鉄道本線が上市駅を中心に相ノ木駅－新宮川駅間を結んでいる。
- ⑨ダムは、上市川に多目的ダムとして上市川ダムと、ロックフィルフィルダムの上市川第 2 ダムがある。



2 要配慮者への配慮

町は、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

3 自主防災組織等への支援

町は、県が行う自主防災組織に対する支援と連携し、自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間の連携が図られるよう配慮する。

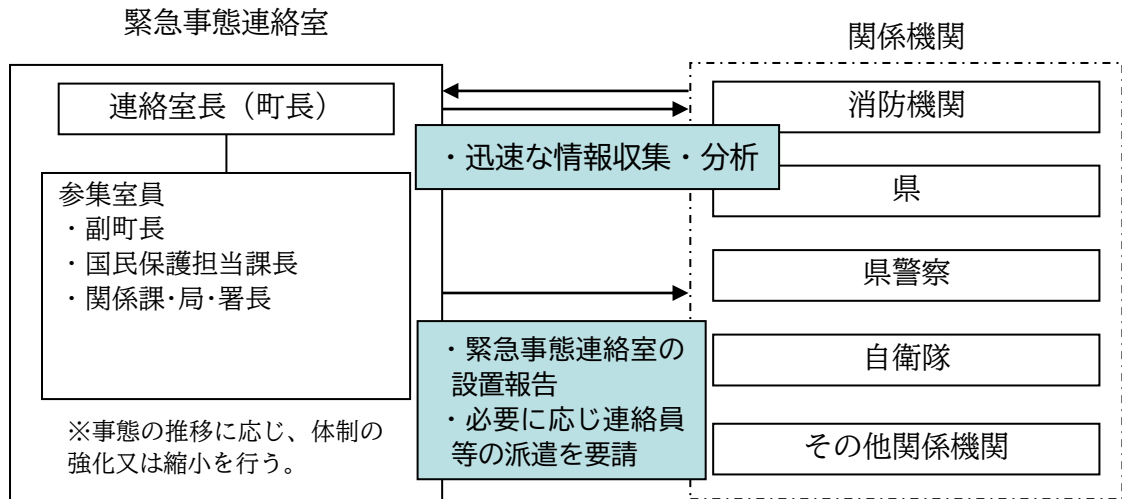
武力攻撃事態等への対処

1 実施体制

(1) 町緊急事態連絡室の設置

町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処するため、「上市町緊急事態連絡室」（以下「町緊急事態連絡室」という。）を設置する。

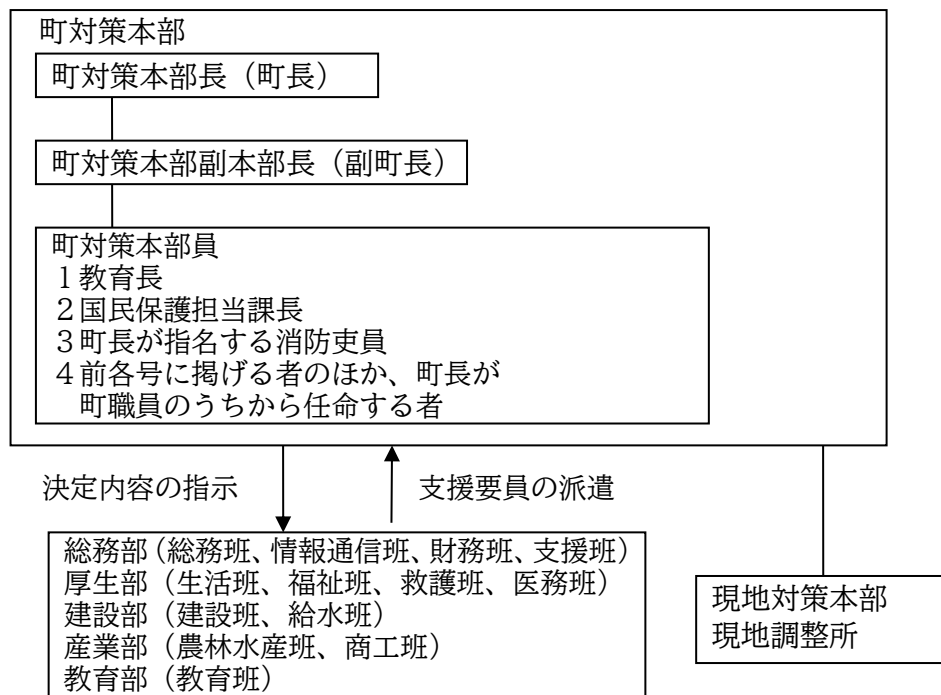
【 町緊急事態連絡室の構成等 】



(2) 町国民保護対策本部の設置

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて、町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受けた場合は、直ちに町対策本部を設置する。事前に町緊急事態連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする。

【町対策本部の組織構成及び各組織の機能】



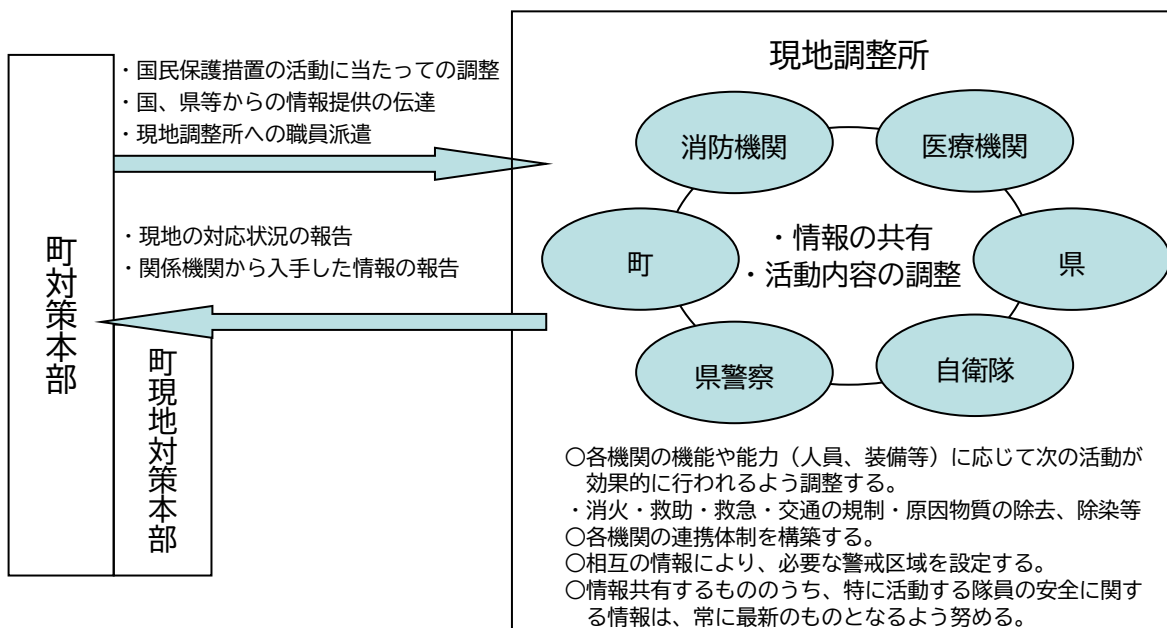
(3) 町現地対策本部

町長は、被災現場における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現場における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

(4) 現地調整所の設置

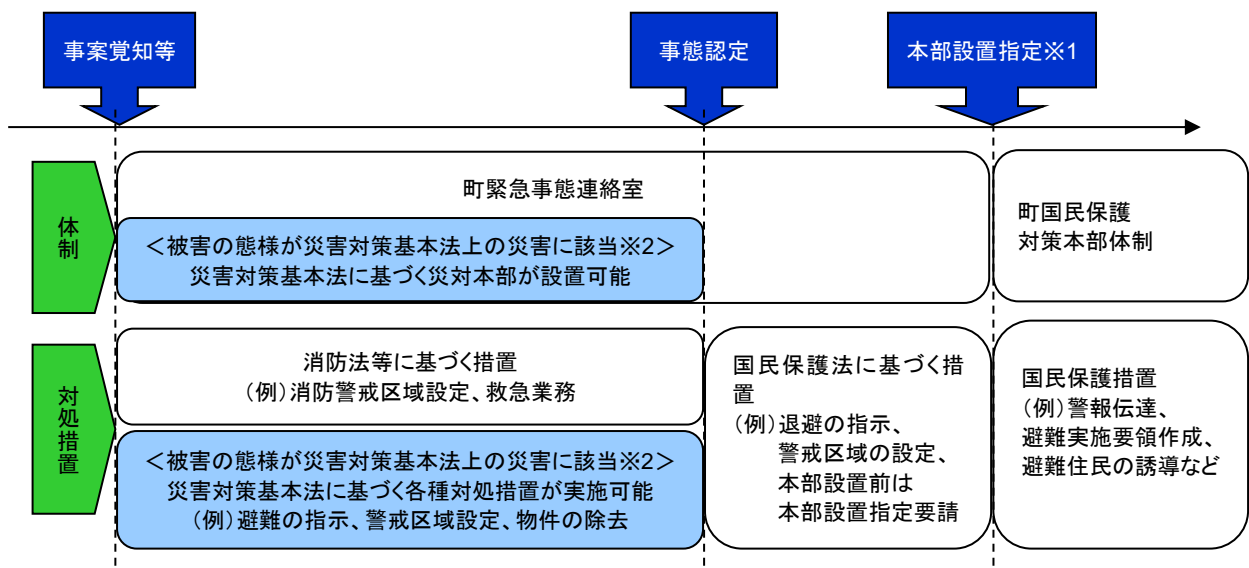
町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現場において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）のか活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有および活動調整を行う。

【 現地調整所の組織編成 】



(5) 事案覚知から対策本部設置等の流れ

事案の覚知から、事態認定、本部設置の指定に至る流れは、以下のようにになっている。事態認定前までは、災害対策基本法等との関係に配慮する。



※1 事態認定と本部設置指定は同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 警報の伝達等

(1) 警報の伝達等

警報の伝達及び通知等に必要な事項については、以下のとおり定める。

- ① 町は、県から警報の内容の通知を受けた場合は、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、町内会、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。
- ② 町は、関係機関（教育委員会、町立病院等）に対し、警報の内容を通知する。
- ③ 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ及びケーブルテレビに警報の内容を周知する。

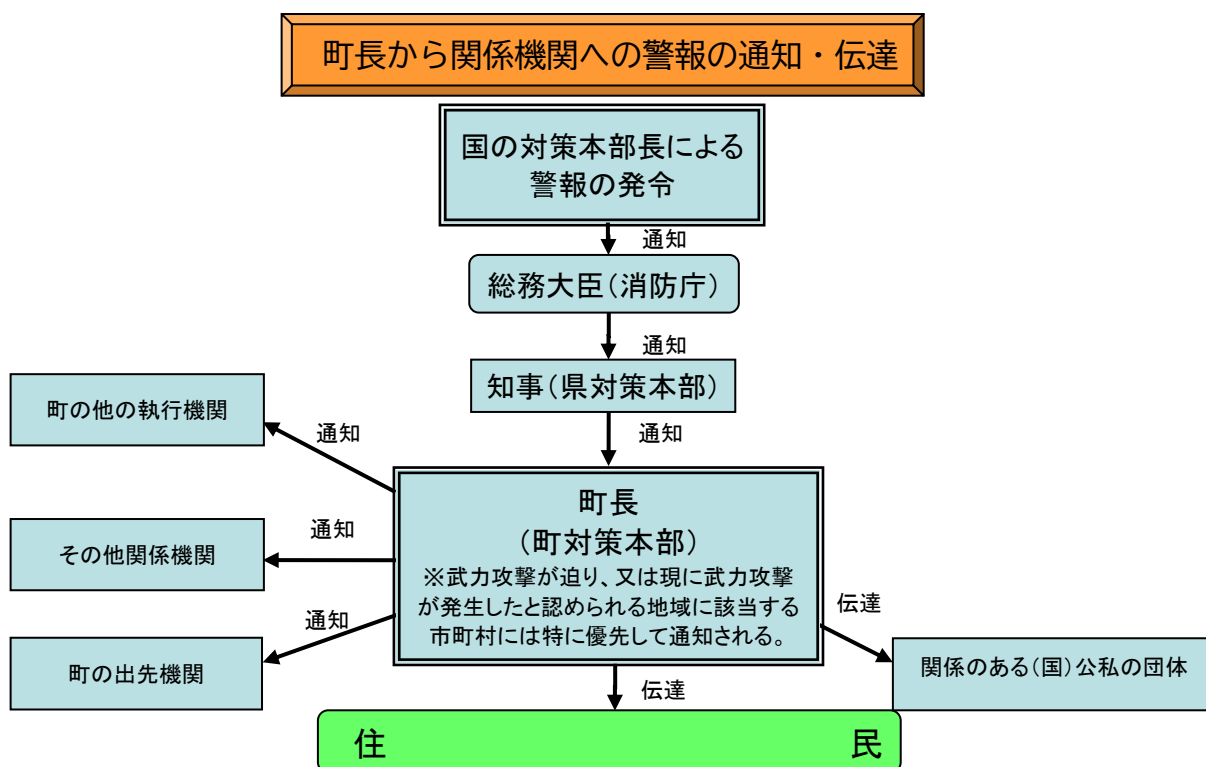
④伝達方法

- ◆ 同報系防災行政無線
- ◆ ホームページ、ケーブルテレビ
- ◆ サイレン
- ◆ 広報車
- ◆ 消防団、自主防災組織による伝達 等

⑤ 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

【 町長から関係機関への緊急通報の伝達（警報の通知伝達）の仕組み 】

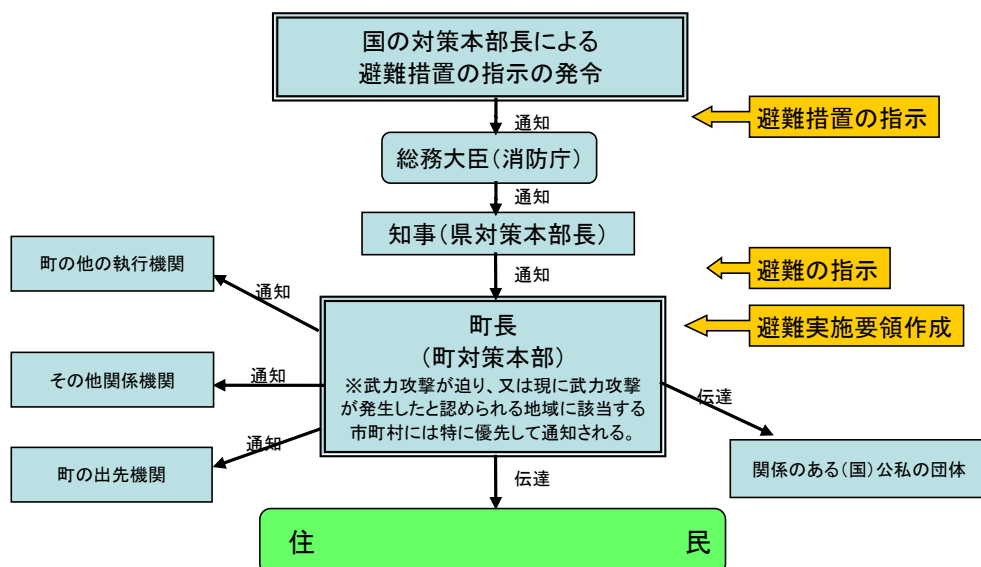


3 避難住民の誘導等

避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

(1) 避難の指示の通知・伝達

【町長から関係機関への避難の指示の通知・伝達の流れ】



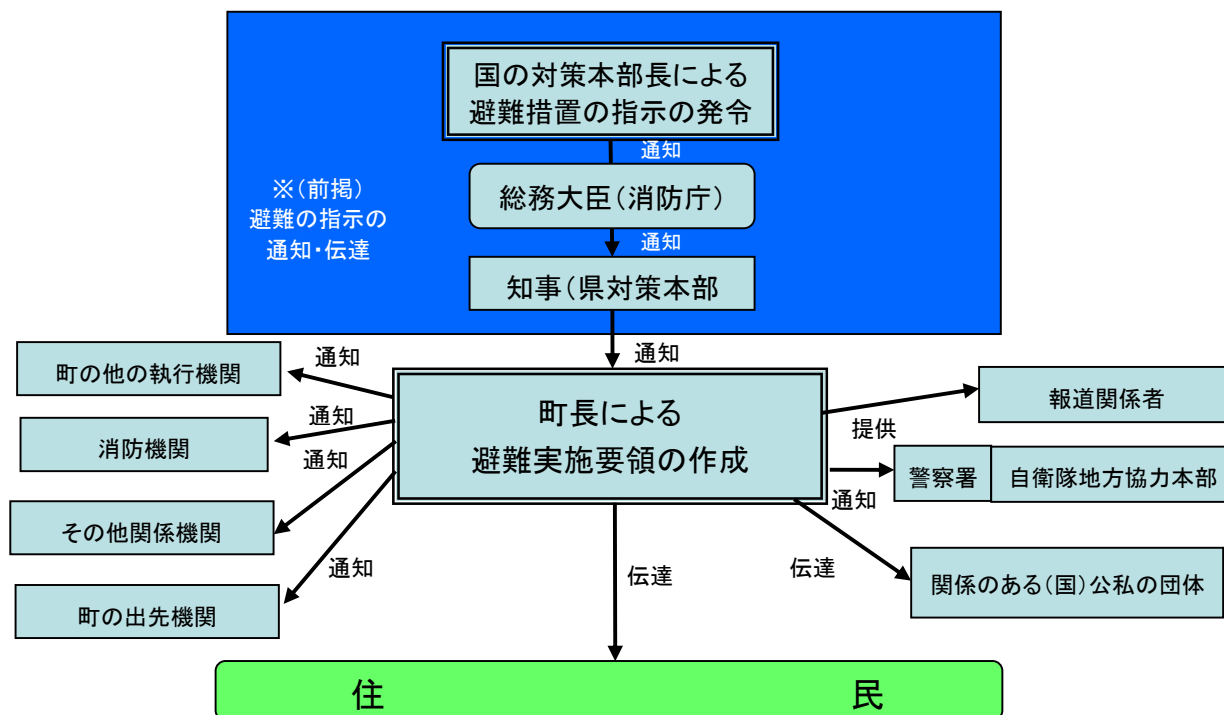
(2) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

【避難実施要領に含めるべき事項】

項目	内容
① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	・住所を可能な限り明示 ・町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載
② 避難先	・住所及び施設名を可能な限り具体的に記載
③ 一時集合場所等及び集合方法	・住所及び場所名を可能な限り具体的に明示 ・集合場所への交通手段を記載
④ 集合時間等	・避難誘導の際の交通手段の出発時刻 ・避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載
⑤ 集合に当たっての留意事項	・集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認 ・災害時要援護者への配慮事項 等
⑥ 避難の手段及び避難の経路等	・集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示 ・避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載 (避難誘導の開始時間及び避難経路等)
⑦ 町職員、消防職団員の配備等	・関係町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示 (その連絡先等も記載)
⑧ 要配慮者への対応	・要配慮者の避難誘導を円滑に実施するための対応方法を記載
⑨ 要避難地域における残留者の確認	・残留者の確認方法を記載
⑩ 避難誘導中の食料等の支援	・避難住民への食料・水・医療・情報等支援内容を記載
⑪ 避難住民の携行品、服装	・必要最低限の携行品、服装について記載
⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	・問題が発生した際の緊急連絡先を記載

【町長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達の流れ】



(3) 避難住民の誘導

避難住民の誘導に当たっては、以下の事項に配慮し誘導するよう定める。

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ① 町長による避難住民の誘導 | ⑧ 避難所等における安全確保等 |
| ② 消防機関の活動 | ⑨ 動物の保護等に関する配慮 |
| ③ 避難誘導を行う関係機関との連携 | ⑩ 通行禁止措置の周知 |
| ④ 自主防災組織等に対する協力の要請 | ⑪ 県に対する要請等 |
| ⑤ 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供 | ⑫ 避難住民の運送の求め等 |
| ⑥ 高齢者、障害者への配慮 | ⑬ 避難住民の復帰のための措置 |
| ⑦ 残留者等への対応 | |

4 救援

町長は、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

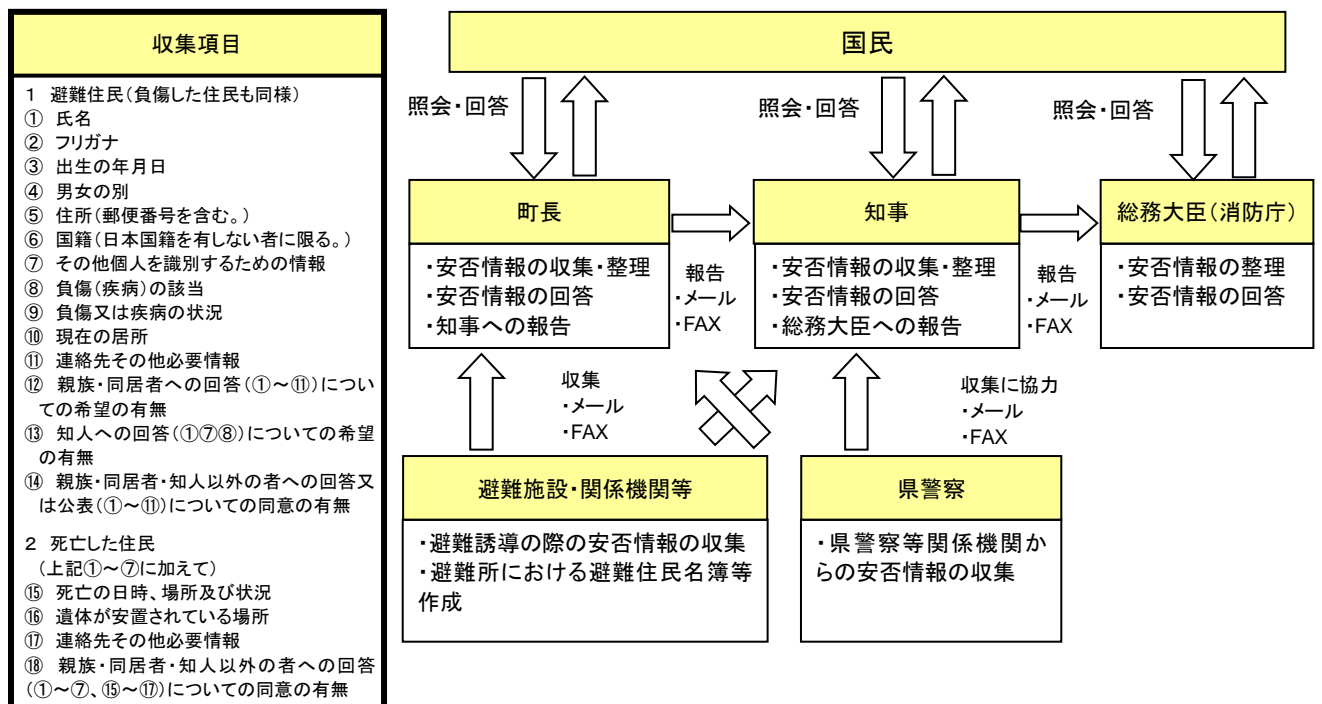
- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

- ① 安否情報の収集に当たっては、避難所において行うほか、町が管理する医療機関、学校等への照会などにより収集を行い、当該情報を県に報告する。
- ② 住民からの安否情報の照会に対して、照会の目的等を確認の上、回答する。
- ③ 安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いには十分留意する。

【 安否情報の収集、整理及び提供の流れ 】



6 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う。

- ◆ 退避の指示
- ◆ 警戒区域の設定
- ◆ 生活関連等施設における災害への対処
- ◆ NBC攻撃※による災害への対処 等

※NBC攻撃は、核（Nuclear）、生物（Biological）、化学物質（Chemical）を用いた攻撃のこと。

7 保健衛生の確保その他の措置

保健衛生の確保その他措置に必要な以下事項について、措置内容を定める。

- ◆ 保健衛生対策
- ◆ 防疫対策
- ◆ 食品衛生確保対策
- ◆ 飲料水衛生確保対策
- ◆ 栄養指導対策
- ◆ 廃棄物処理対策
- ◆ 文化財の保護

8 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃災害の被災者の生活の安定のための以下の支援を実施する。

- ◆ 生活関連物資等の価格安定
- ◆ 被災児童生徒等に対する教育
- ◆ 公的徴収金の減免等
- ◆ 水の安定的な供給
- ◆ 公共的施設（道路施設）の適切な管理

復旧等

武力攻撃災害で被災した施設及び被災地の早期の復旧などを図るため、必要な事項について定める。

武力攻撃災害等による被害の復旧

- ・ 町が管理する施設の復旧
- ・ 輸送路の確保に関する応急の復旧等

国民保護措置に要した費用の支弁

- ・ 国に対する負担金の請求
- ・ 土地や物資の収用などに関する損失補償
- ・ 国民保護措置に協力した方の損害補償等

緊急処理事態への対処

緊急処理事態への対処は、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

【 語句の読み替え 】

武力攻撃事態等	→	緊急処理事態
国民保護措置	→	緊急対処保護措置
町国民保護対策本部	→	町緊急処理事態対策本部
武力攻撃	→	緊急処理事態における攻撃
武力攻撃災害	→	緊急処理事態における災害

<国民保護のしくみに関する詳しい情報はホームページで>

- 国民保護ポータルサイト（内閣官房） <https://www.kokuminhogo.go.jp/>
- 総務省消防庁 <https://www.fdma.go.jp/>



警報のサイレン

みなさんの安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫りまたは発生した地域には、市町村から防災行政無線のサイレンを使って注意を呼びかけることとしています。サイレン音は、上の国民保護ポータルサイトで聴くことができます。

上市町 総務課

住 所：〒930-0393 上市町法音寺1番地
T E L：076-472-1111
F A X：076-472-1115
電子メール： info@town.kamiichi.lg.jp